

# 平成26年分 確定申告に向けた決算説明会のお知らせ

税務署では、平成26年分の確定申告に向けて、決算説明会を開催いたします。出席される際は、開催内容等をご確認の上、お間違えのないようご出席ください。

## 開催内容

青色決算説明会	一般的な決算の仕方や確定申告に当たっての留意事項
白色決算説明会	

## 日程表

区分	対象所得	開催日時	会場
青色決算説明会	事業・不動産	12月16日(火) 午前10時～正午	アミューズメント佐渡 2階 文化情報センター (中原 234-1)
白色決算説明会	事業・不動産	12月16日(火) 午後2時～午後4時	
青色決算説明会	農業	12月17日(水) 午前10時～正午	
白色決算説明会	農業	12月18日(木) 午前10時～正午	

お問い合わせ 佐渡税務署 ☎74-3276 (自動音声案内「2」を選択してください)

## 事業主の皆さまへ

# 個人住民税の特別徴収(給与天引き)への移行にご理解 とご協力をお願いします

### ■給与所得者の個人住民税は特別徴収(給与天引き)が法律等で義務付けられています

個人住民税は、所得税の源泉徴収と同様に、事業者(給与支払者)が毎月、従業員(給与所得者)に支払う給与から特別徴収(天引き)し、住民税の納税義務者である従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納入することが地方税法および佐渡市の条例で義務付けられています。

### ■所得税のように事業者が税額を計算したり、記帳したりする必要はありません

所得税の源泉徴収の事務手続きとは異なり、事業者が税額を計算する必要はありません。

市町村が毎年5月に事業者(給与支払者)に対して『給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書』により月々に特別徴収すべき税額をお知らせしますので、その税額を毎月の給与から特別徴収し翌月の10日までに合計税額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

### ■従業員の方の納税に係る負担が軽減されます

従業員一人ひとりが納税のために、金融機関や市町村窓口に出向く手間を省くことができます。また、特別徴収以外の方法による納税の回数が通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員の方の1回あたりの納税額の負担が少なくなります。

お問い合わせ 市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

# 個人事業税の第2期分の納期限は12月1日(月)です

個人事業税の第2期分の納付書を11月13日(木)に発送しますので、期限内の納税をお願いします。

なお、納税については、安全で便利な口座振替をお勧めします。自動車税も口座振替納税ができます。

申込手続など詳しくは、新潟県ホームページ「にいがた県税の窓口」(<http://www.pref.niigata.lg.jp/zeimu/koza.html>)をご覧ください。

お問い合わせ 佐渡地域振興局県税部 ☎74-3273・☎74-3310